

## 入札保証金について

### 1 入札保証金の額

見積る契約金額(消費税込み)の 100 分の 5 以上とします。足りなかった場合、入札は無効となります。入札書の提出までに、入札保証金の免除の証明書の提出又は納付済みであることを証する書類を呈示しなければなりません。

入札保証金は入札終了後還付します。ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の全部又は一部に充当します。

### 2 入札保証金の免除

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部が免除できます。

(1) 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を令和 6 年 4 月 9 日(火)までに提出した場合。

(2) 入札に参加しようとする者が過去 2 箇年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体が証明する書面又は契約書の写し等を令和 6 年 4 月 9 日(火)までに提出した場合。

### 3 小切手、現金による納付又は、入札保証金に代わる担保

入札保証金を小切手、現金による納付又は担保の提供に代える場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。